資料１－２

令和８年１０月　日

中国運輸局長 殿

氏名又は名称　広島市地域公共交通活性化協議会
住　　所　広島市中区国泰寺町 1-6-34
代 表 者 氏 名　会長 藤原 章正

地方運輸局長による交通不便地域指定申請書

下記の地域について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表７（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の補助事業の基準ハ②⑵に基づく交通不便地域として、指定を受けたく下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１.交通不便地域指定地区

（１）広島市安佐北区三入七丁目

詳細は別紙１のとおり

２.交通不便地域に位置づける理由

詳細は別紙２のとおり

３．指定を受けようとする期間

令和８年１１月４日から令和９年９月３０日

４．協議会における協議年月日

令和８年１０月　日

５.添付資料

・資料－１　交通不便地域指定申請図
・資料－２　指定地域周辺図及び現況写真
・資料－３　指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

別紙1

当該申請地域における人口及び高齢化率（令和8年３月末時点、住民基本台帳より抽出）

（1）広島市安佐北区三入七丁目

地　区	住　所	65歳未満	65歳以上	人口計	高齢化率
広島市安佐北区三入七丁目	三入七丁目（全域）	446	265	711	37.3%

交通不便地域の人口合計　711

（参考）

地　区	65歳未満	65歳以上	人口計	高齢化率
広島市全域	853,043	312,057	1,165,100	26.8%

交通不便地域に位置付ける理由

別紙2

都道府県名	市町村名	地区名	申請書番号	政令指定都市・中核市	交通不便地域の人数	当初指定年度	交通不便地域に指定する理由	前回認定	備考
広島県	広島市	三入七丁目	(1)	○	711	－	指定する地域は、半径1キロメートル以内にバス停留所は存在するものの、最寄りのバス停留所までの生活道路が急勾配であることから、当該地域の住民が日常生活を送るうえで、公共交通の利用が極めて不便な状況である。	－	新規

交通不便地域の人口合計	711

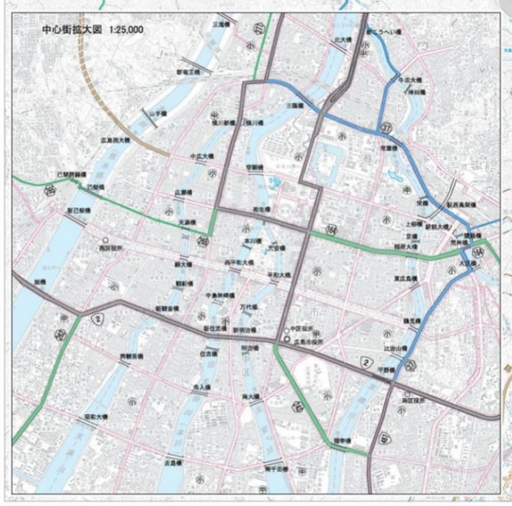
交通不便地域指定申請図

資料１

（1）広島市安佐北区三入七丁目（安佐北区山倉地区）

交通不便地域
指定申請地域





凡例

- 行政区域
- 区界
- 町界
- 都市計画区域
- 人口集中地区(H17)
- 都市計画道路
- 有料道路
- 広島西部丘陵都市計画対象区域
- 市役所
- 区役所
- 県庁
- 小学校
- 中学校

1:50,000

編集印刷　広島市佐伯区五日市町上河内156-2　株式会社　東洋地図社　☎(082) 827-8308

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。

交通不便地域指定申請図（安佐北区山倉地区）

資料２

町屋記念碑前バス停
の半径 1km

④勾配：9.6%
（延長：約 160m）

③勾配：13.7%
（延長：約 100m）

②勾配：6.4%
（延長：約 200m）

①勾配：10.7%
（延長：約 160m）

新設区間：3.0km

既設区間：0.7km

町屋

町屋記念碑前

三入（七）

三入（六）

三入（五）

三入（四）

三入（三）

三入（二）

133

136

174

64.2

231.7

凡　例

- 指定申請地域
- 乗合タクシー運行ルート
- 地域間交通ネットワーク※1
- 既設バス停
- バス停から半径 1km の範囲※2
- 縦断勾配が大きい道路
- 現況写真（別紙）の地点

※１：広島電鉄(株)が運行する吉田線等
（広島市と安芸高田市にまたがる路線）

※２：代表的なバス停半径 1km 以内の
範囲について図示している

町屋バス停の半径 1km

現況写真（安佐北区山倉地区）

①縦断勾配：約１０．７％



②縦断勾配：約６．４％



③縦断勾配：約１３．７％



④縦断勾配：約９．６％



指定を受けようとする交通不便地域へ導入する予定のフィーダー系統の概要

資料3

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	運行態様の別	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保
			起点	経由地	終点							
広島市	広島交通㈱	(1) 山倉ふれあいバス	大明神	フジ三入店 町屋記念碑前	ウォンツ三入店	往 4.2km 復 4.2km	92日	368回			路線定期	・地域間幹線バス系統 広島電鉄　上根・吉田線と町屋記念碑前停留所において接続

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

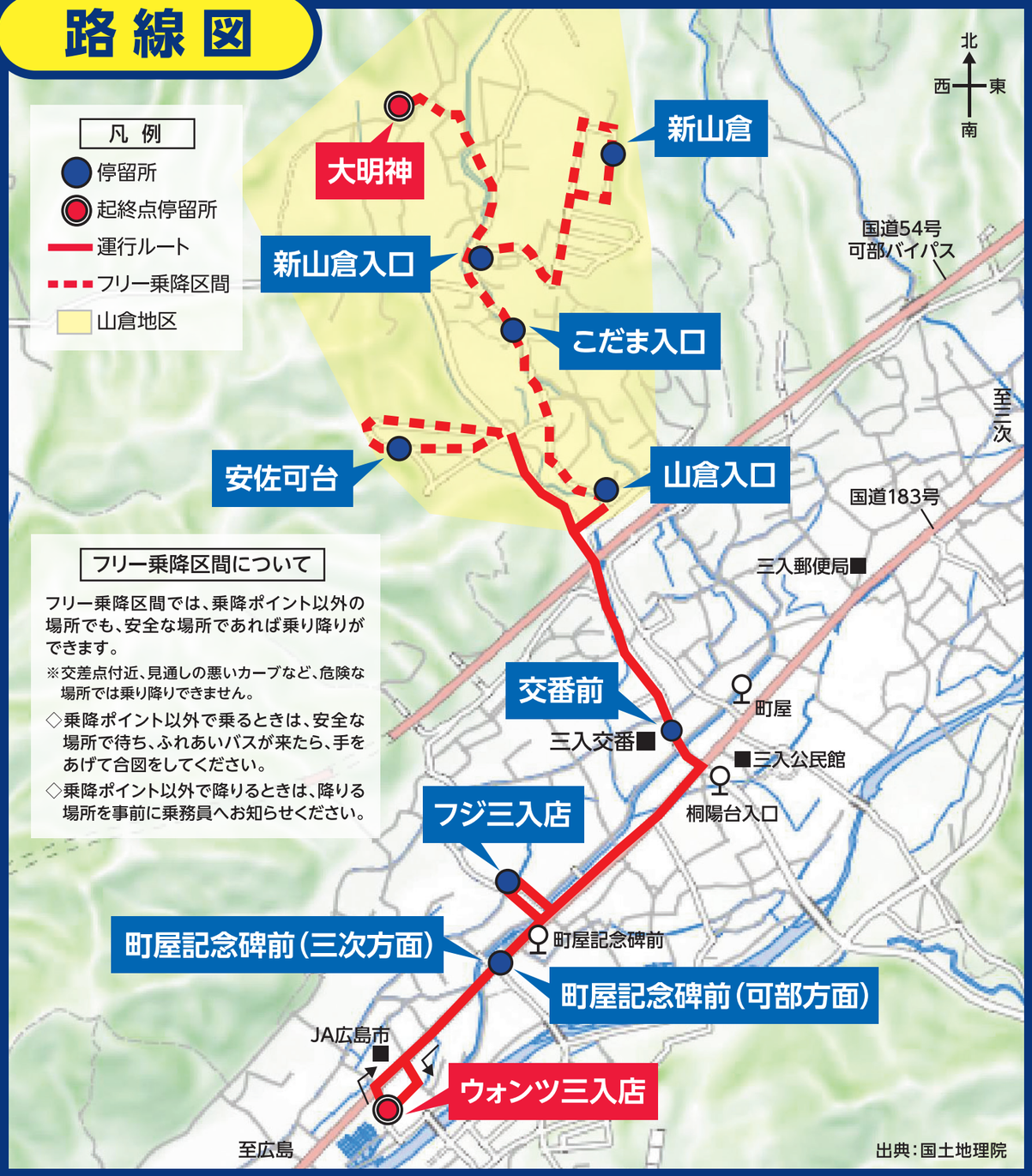
山倉ふれあいバス

運行日：火曜日・金曜日

（祝日運行。ただし、お盆（8/13～8/16）と年末年始（12/31～1/3）は運休）

運賃：大人300円、小児150円　**現金のみ**

路線図



フリー乗降区間について

フリー乗降区間では、乗降ポイント以外の場所でも、安全な場所であれば乗り降りができます。

※交差点付近、見通しの悪いカーブなど、危険な場所では乗り降りできません。

◇乗降ポイント以外で乗るときは、安全な場所で待ち、ふれあいバスが来たら、手をあげて合図をしてください。

◇乗降ポイント以外で降りるときは、降りる場所を事前に乗務員へお知らせください。

時刻表

ウォンツ三入店行▶

停留所	1便	2便	3便	4便
大明神	8:20	9:45	11:15	12:15
新山倉	8:24	9:49	11:19	12:19
新山倉入口	8:26	9:51	11:21	12:21
こだま入口	8:27	9:52	11:22	12:22
山倉入口	8:29	9:54	11:24	12:24
安佐可台	8:31	9:56	11:26	12:26
交番前	8:34	9:59	11:29	12:29
フジ三入店	8:37	10:02	11:32	12:32
町屋記念碑前	8:40	10:05	11:35	12:35
接続路線バス 町屋記念碑前発 （広島交通、広島電鉄、備北交通　乗継可）	8:50 広島交通 北部医療・高陽CA	10:11 広島交通 八丁堀・広島駅	11:41 広島交通 八丁堀・広島駅	12:41 広島交通 八丁堀・広島駅
ウォンツ三入店	8:42	10:07	11:37	12:37

大明神行▶

停留所	1便	2便	3便	4便
ウォンツ三入店	10:40	11:40	13:40	14:40
町屋記念碑前	10:42	11:42	13:42	14:42
フジ三入店	10:45	11:45	13:45	14:45
交番前	10:46	11:46	13:46	14:46
安佐可台	10:50	11:50	13:50	14:50
山倉入口	10:52	11:52	13:52	14:52
こだま入口	10:54	11:54	13:54	14:54
新山倉入口	10:56	11:56	13:56	14:56
新山倉	10:59	11:59	13:59	14:59
大明神	11:05	12:05	14:05	15:05

運行に関するお問合せ：広島交通㈱　大林営業所　(082)818-0121